

(外交防衛委員会)

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベ

ルギー王国との間の条約の締結について承認を求めめるの件(閣条第一六号)(衆議院送付)要

旨

この条約は、一九七〇年(昭和四十五年)に効力を生じた我が国とベルギーとの間の現行の租税条約(一九九〇年(平成二年)及び二〇一三年(平成二十五年)に一部改正)を全面的に改正するものであり、二〇一六年(平成二十八年)十月十二日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文三十一箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に
は、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒
久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税
対象とする。

三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合十パーセント以上の親子会社間の場合及び年金基金が受け取る場合については免税、その他の場合には十パーセントを超えないものとする。

四、利子に対する源泉地国における税率は、企業間の受取の場合、年金基金が受け取る場合、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等については免税、その他の場合には十パーセントを超えないものとする。

五、使用料については、源泉地国において免税とする。

六、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

七、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。

八、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

九、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での

協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

十、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十一、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。

十二、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。